

議第 85 号日野町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定についてに対する付帯決議

今回の改正後には第 29 条第 3 項が追加される。追加されることで、来年以降は会計年度任用職員の「当該年度の 4 月 1 日に遡って適用される規定については、これを適用しない」との条文は、地方自治法第 204 条第 3 項の「給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならぬ。」との議会のチェック機能について、毎年審議ができなくなる。

今回改正された上記の内容を十分に考慮されたい。

また、会計年度任用職員の給与（遡及を含める）は、正規職員と同様の措置を講じていくこと。また、必要な予算措置を強く求める。

以上、決議する。

令和 7 年 1 月 23 日

滋賀県蒲生郡日野町議会